



景観重要建造物・景観重要樹木
指定ガイドライン



1. 目的

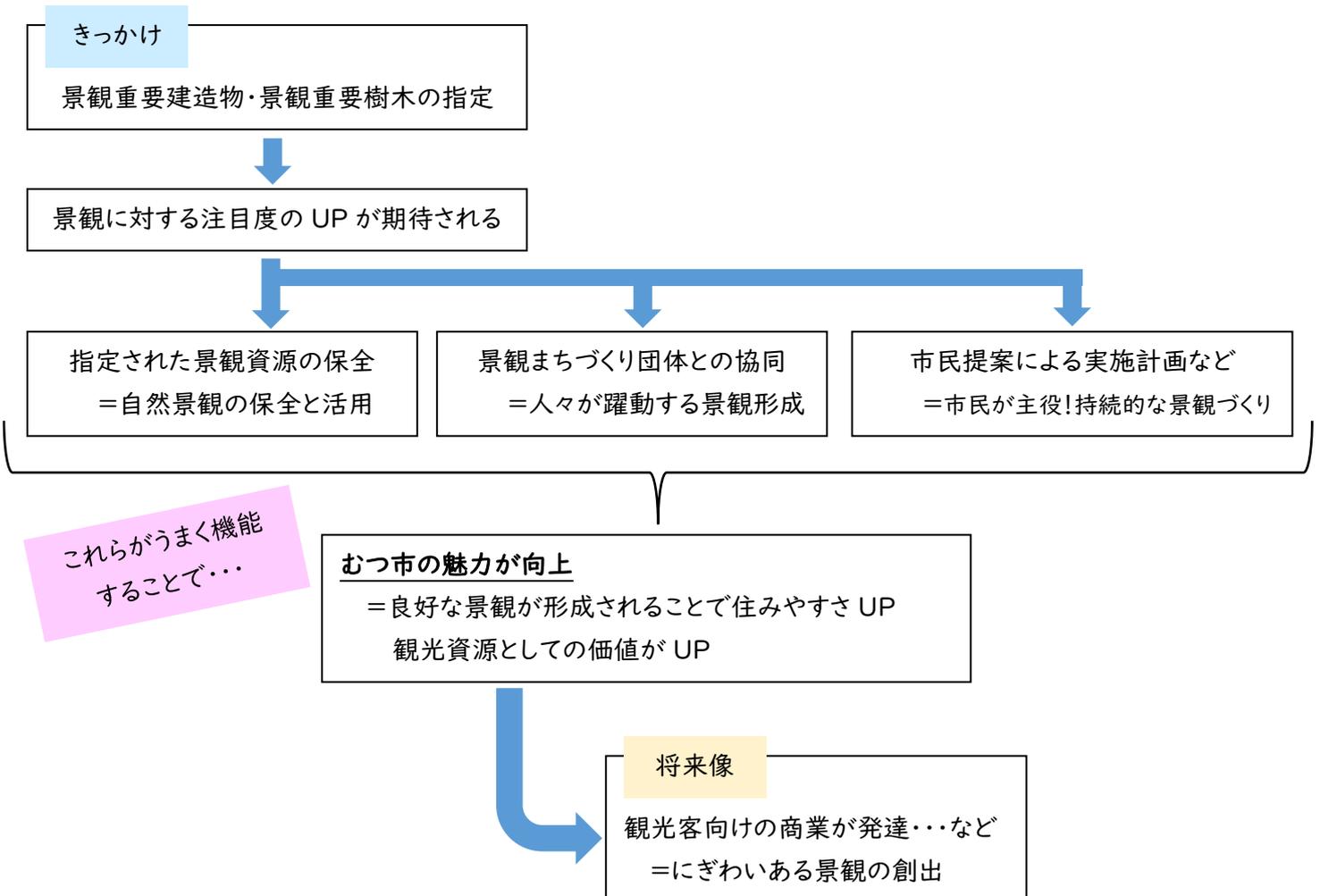
むつ市の個性ある景観を形成するためには、地域に存在する景観資源を活用することがとても重要です。

地域のシンボルとなっている建造物や樹木に注目を集めることで、より愛着を持つことができる景観が生み出されます。

良好な景観・愛着を持つことができる景観が形成されることで、「ふるさとを感じられる景観」となっていきます。

地域に住む人々の生活がより豊かなものとなることを願い、景観形成に対する意識付けのきっかけとして、「景観重要建造物・景観重要樹木 指定ガイドライン」を作成することとしました。

◆景観形成に取り組むことでもたらされる効果（イメージ）



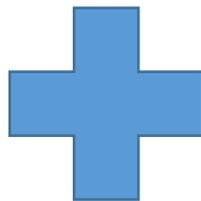
2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(1)むつ市景観重要建造物の指定方針

- 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物でないこと。
(法第19条第3項)
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
(法施行規則第6条第1項第1号)
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
(法施行規則第6条第1項第2号)

(2)むつ市景観重要樹木の指定方針

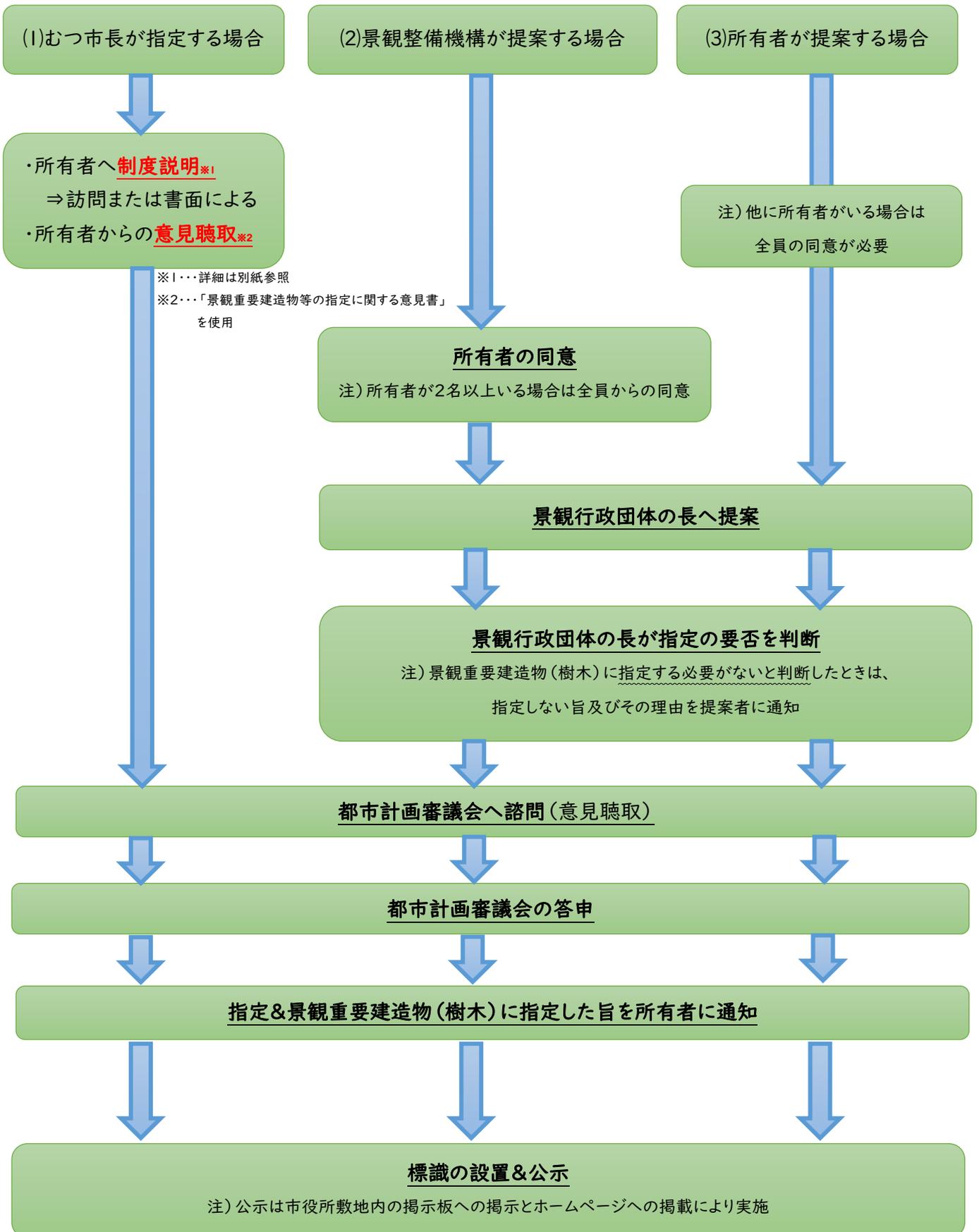
- 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木でないこと。
(法第28条第3項)
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
(法施行規則第11号第1項第1号)
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
(法施行規則第11号第1項第2号)



上記に加え、次のいずれかに該当するもの(むつ市景観計画より抜粋)

- 周辺の良好な景観形成に寄与するもの
- 地域のシンボリックな存在として、地域の景観を特徴付けているもの
- 歴史的な価値を有し、保全の必要性のあるもの

3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に係るフローチャート



4. 提出書類、規制等について

別紙

提出書類について

○ 所有者が指定を受けたい場合、市に提案するには次の書類の提出が必要です。

	景観重要建造物	景観重要樹木
提出書類 (所有者が指定 することを提案す る場合) 法施行規則第7条 法施行規則第12条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 氏名、住所、当該建造物(樹木)の名称(樹種)、外観(樹容)の特徴を記載した提案書 ➤ 当該建造物の敷地、位置、周辺の状況を示す1/2500以上の図面 ➤ 道路その他公共の場所から撮影した当該建造物(樹木)の写真 ➤ 所有者が複数いる場合は、全員の同意を得た事を証する書類 	

現状変更、規制などについて

○ 市長が指定する場合に行う所有者への制度説明の内容は以下のとおりです。

	景観重要建造物	景観重要樹木
現状変更の 規制 法第22条 法第31条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観行政団体の長の許可を受けなければ、増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観行政団体の長の許可を受けなければ、伐採または移植をしてはいけません。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書が出された場合であっても、当該景観重要建造物(樹木)の良好な景観の保全に支障があると認められる時は許可されません。 ➤ 提出された申請に対し、良好な景観の保全のために必要と認められる時は必要な条件を付すことがあります。 ➤ 国の機関または地方公共団体が行う行為については許可を受けることを要しませんが、景観行政団体の長と協議が必要になります。 	
規制の例外 法第22条ただし書き 法第31条ただし書き	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地下に設ける建造物の増築、改築、移転、除却や非常災害のため必要な応急措置などを行う場合は規制の例外となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採や危険な樹木の伐採、非常災害のため必要な応急措置などを行う場合は規制の例外となります。
管理の方法 の基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観重要建造物の外観について、腐食その他劣化を防止する措置の設置や、消火器その他の必要な消火設備を設けていただくことなどが必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の予防または駆除の措置や、景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他必要な措置などを行っていただく必要があります。

青字：景観法施行令第13条、15条

緑字：むつ市景観条例第17条、第19条

5. 景観重要樹木・標識

○景観法第21条第2項及び第30条第2項の規定により、標識を設置することとなります。



6. 指定の解除

(1) 景観重要建造物の指定が解除される時

景観行政団体の長は、指定されている建造物が以下のいずれかに該当するとき、指定を解除することができます。

- 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたとき。(仮指定を含む)
- 滅失または毀損したとき。
- その他の事由により、指定の理由が消滅したとき。
- 公益上の理由、その他特別な理由があるとき。

(2) 景観重要樹木の指定が解除される時

景観行政団体の長は、指定されている樹木が以下のいずれかに該当するとき、指定を解除することができます。

- 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたとき。(仮指定を含む)
- 滅失または枯死したとき。
- その他の事由により、その指定の理由が消滅したとき。
- 公益上の理由、その他特別な理由があるとき。

景観行政団体の長が、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を解除したときは、当該景観重要建造物・景観重要樹木の**所有者に通知しなければいけません。**

各種樣式

景観重要建造物等指定同意書

年 月 日

(宛先) むつ市長

届出者	氏名 (法人その他の団体 にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	
	住所 (法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)	〒
	連絡先	(該当するものを〇で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

私の所有(占有・管理)する次の物件について、景観法第19条第1項又は第28条第1項の規定により、景観重要建造物・景観重要樹木として指定されることに同意します。

物件の名称 又は樹木の樹種	
物件の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
物件の所在地	
物件の概要 (建造物にあつては、敷地面積・建築面積・延べ面積・階数及び高さ・構造・完成年月日・外観の特徴等、樹木にあつては、樹種・樹高・葉張り等)	
備考	

景観重要建造物等の指定に関する意見書

年 月 日

(宛先) むつ市長

届出者	氏名 (法人その他の団体 にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	
	住所 (法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)	〒
	連絡先	(該当するものを〇で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

景観法第19条第2項及び第28条第2項の規定により、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することに関する意見を提出します。

物件の名称 又は樹木の樹種	
物件の所在地	
意見	<input type="checkbox"/> 指定することに同意します。 <input type="checkbox"/> 指定することに同意しません。
備考	

景 観 重 要 建 造 物 指 定 提 案 書

年 月 日

(宛先) むつ市長

提 案 者	氏 名 <small>(法人その他の団体 にあつては、その名称 及び代表者の氏名)</small>	
	住 所 <small>(法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)</small>	〒
	連 絡 先	(該当するものを〇で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

景観法第20条第1項(第2項)の規定により、景観重要建造物の指定について、次のとおり提案します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	むつ市
建 造 物 の 所 有 者	住 所 氏 名
建 造 物 の 建 築 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	
提 案 理 由	

- 注1 提案理由欄は、むつ市景観計画における景観重要建造物指定方針を踏まえた景観上の重要性などを記入してください。
 2 景観法施行規則第7条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

景 観 重 要 樹 木 指 定 提 案 書

年 月 日

(宛先) むつ市長

提 案 者	氏 名 <small>(法人その他の団体 にあつては、その名称 及び代表者の氏名)</small>				
	住 所 <small>(法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)</small>	〒			
	連 絡 先	<small>(該当するものを〇で囲んでください。)</small>	自宅	勤務先	その他
		電話番号	()		

景観法第29条第1項(第2項)の規定により、景観重要樹木の指定について、次のとおり提案します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	むつ市
樹 木 の 所 有 者	住 所 氏 名
樹 容 の 特 徴	
提 案 理 由	

- 注1 提案理由欄は、むつ市景観計画における景観重要樹木指定方針を踏まえた景観上の重要性などを記入してください。
 2 景観法施行規則第12条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和3年6月

むつ市都市整備部 都市計画課

みどりと景観グループ